

若桜町男女共同参画プラン (第3次)

若 桜 町

目 次

プランの基本的な考え方

1. プラン策定の趣旨	1
2. プランの位置づけ	1
3. プランの期間	1
4. プランの推進体制	2
5. プランの体系	2

施策の基本的方向と具体的施策

1 働く場における男女共同参画の推進	
(1) 男女がともに能力を発揮できる職場環境づくり	3
(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	4
(3) 農林業等の分野での男女共同参画の推進	4
2 家庭における男女共同参画の推進	
(1) 家事、育児、介護等をともに支え合う意識の啓発	6
(2) 家庭生活への参画促進	6
(3) ライフステージに応じた支援の充実	6
3 地域社会等における男女共同参画の推進	
(1) 地域活動や政策・方針決定過程への参画	7
(2) 地域における普及啓発とリーダーの育成	8
(3) 生涯を通じた学習機会の提供	8
(4) 性的マイノリティに関する理解促進	8
4 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	
(1) 被害者に対する支援の推進	9
(2) 地域・行政・関係機関の連携強化	10
(3) 暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることの啓発	10

平成28年度若桜町男女共同参画意識調査 調査結果報告書	12
-----------------------------	----

参考資料

(1) 若桜町男女共同参画推進条例	55
(2) 若桜町男女共同参画審議会委員名簿	58

プランの基本的な考え方

1. プラン策定の趣旨

若桜町では、男女共同参画社会の実現に向け、「若桜町男女共同参画プラン」を策定し、総合的かつ計画的に男女共同参画の取り組みを推進しています。

平成 22 年 12 月には「若桜町男女共同参画推進条例」を制定し、すべての人が性別に関わりなく個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる分野に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現と、心豊かで活力のある若桜町を目指しています。

現行の第 2 次男女共同参画プランが平成 27 年度末までとなっていましたが、若桜町の主要計画である「若桜町総合計画」の改訂に併せ、平成 28 年度末まで延長し、様々な取り組みを進めてきたところです。

また、平成 27 年 8 月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）（以下「女性活躍推進法」）が成立し、働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう、社会全体として取り組んでいくことが求められています。

これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて、第 3 次若桜町男女共同参画プランを策定し、総合的かつ計画的に施策を展開します。

2. プランの位置づけ

男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項及び若桜町男女共同参画推進条例第 8 条第 1 項に基づくプランです。

プランの推進にあたっては、若桜町総合計画をはじめとする町の他の関連計画との連携・整合性を図ります。

また、「働く場における男女共同参画の推進」に係る部分については、女性活躍推進法に基づく市町村推進計画として位置づけます。

3. プランの期間

平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日）から平成 33 年度（平成 34 年 3 月 31 日）までの 5 年間とし、社会情勢の変化などに対応し、必要に応じて適宜見直しを行います。

4. プランの推進体制

男女共同参画社会の実現に向けて、幅広い視点を入れた協議を踏まえつつ、行政の各部局が連携して取り組んでいくため、担当課を事務局とする推進組織を設置します。

また、推進組織において、数値目標や具体的施策などプランの進捗状況を点検・評価し、必要に応じて見直しするなど、PDCAサイクルによる進行管理の構築を目指します。

5. プランの体系

基本目標と4つの重点目標を設け、男女共同参画の推進を図ります。

基本目標	重点目標		施策の基本的方向
男女が共に尊重しあう次の一步を踏み出した社会づくり	1	働く場における男女共同参画の推進	(1)男女がともに能力を発揮できる職場環境づくり (2)仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 (3)農林業等の分野での男女共同参画の推進
	2	家庭における男女共同参画の推進	(1)家事、育児、介護等をともに支え合う意識の啓発 (2)家庭生活への参画促進 (3)ライフステージに応じた支援の充実
	3	地域社会等における男女共同参画の推進	(1)地域活動や政策・方針決定過程への参画 (2)地域における普及啓発とリーダーの育成 (3)生涯を通じた学習機会の提供 (4)性的マイノリティに関する理解促進
	4	男女間におけるあらゆる暴力の根絶	(1)被害者に対する支援の推進 (2)地域・行政・関係機関の連携強化 (3)暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることの啓発

施策の基本的方向と具体的施策

1 働く場における男女共同参画の推進

【現状と課題】

男女雇用機会均等法やパートタイム労働法、女性活躍推進法等の整備など、男女が同じように働ける環境が整えられつつありますが、依然として格差が残る実態となっています。

平成28年に実施した「若桜町男女共同参画意識調査」（以下「意識調査」という。）の結果によると、職場における男女の地位の平等感について、『男性のほうが優遇されている』（「男性のほうが非常に優遇されている」＋「どちらかといえば男性のほうが優遇されている」）と答えた割合は40.7%となっており、「平等である」の32.3%を上回っています。

男女の働き方については、「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方よりも、「男性も女性も外で働く」という考え方のほうがより多くの賛成を得ていますし、女性が結婚や出産後も退職せずに働き続けるために、「パートナー（男性）の理解や家事・育児などへの参加」や「企業経営者や職場の理解」が特に必要であると考える方が多くなっています。

また、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために、労働時間の短縮や休暇を取得することで、仕事以外の時間をより多く持つようにすることや、親の働き方に合わせた保育などの子育て支援、介護をしながらでも仕事が続けられるような介護支援のニーズが高くなっています。

本人の能力を仕事の場でいかんなく発揮できるよう、また、一人ひとりの家庭状況に対応した働き方が可能となるよう、働き方の見直しや就業環境の向上などに取り組んでいく必要があります。

（1）男女がともに能力を発揮できる職場環境づくり

企業における管理的地位に占める女性割合の向上を目指し、女性活躍に積極的に取り組む企業や女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、参画が進んでいない業種での就業整備などに対して、国・県の支援制度を周知し取り組みの推進を図ります。

また、町内でのモデルとなるよう、女性活躍推進の観点から、町において女性職員の登用を進めるとともに、男性職員の育児休業の取得促進など仕事と生活の両立を図ります。

さらに、各種ハラスメントの防止など働きやすい職場づくりに向けて研修会や情報提供を行います。

【具体的施策】

- ・女性活躍に積極的に取り組む企業である「輝く女性活躍パワーアップ企業」への登録の推奨
- ・各種委員会等への幅広い女性登用促進
- ・企業に向けた町の取組内容の情報発信

(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

ワーク・ライフ・バランスの推進については、企業経営者の意識や自主的な取り組みが必要となるため、県の取り組みである従業員の仕事と家庭の両立を応援する「イクボス」の啓発や働き方の確認、見直しを応援します。

また、子育てや介護の支援施策の充実に取り組み、利用希望者の多様なニーズも加味しながら、誰もが安心して仕事と家庭の両立ができる環境づくりを目指します。

併せて、男性の家事・育児・介護などへの積極的な参画を図るため、意識啓発の講座や各種休暇制度の取得を推進します。

【具体的施策】

- ・イクボスによる組織のワーク・ライフ・バランスの推進
- ・ニーズをとらえた子育てや介護の支援施策の充実

*イクボス

部下の仕事と家庭の両立を応援し、自らもワーク・ライフ・バランスを実践する上司のこと。

(3) 農林業等の分野での男女共同参画の推進

農林業等の担い手として、男女がともに能力を発揮でき、成果が適正に評価されるよう、男女共同参画の理解促進について普及啓発を進めます。

【具体的施策】

- ・方針決定への女性の参画の拡大
- ・新規従事者の確保や各種制度を活用した支援

<数値目標>

項目	現状		目標	
鳥取県男女共同参画推進企業の認定企業数	2社	H28	6社	H32
輝く女性活躍パワーアップ企業登録数	0社	H28	2社	H32
「職場」において男女の地位が平等であると考える割合	32.3%	H28	40%以上	H33
町の各役職段階における女性割合 (管理職を除く)	補佐級 40.0% 係長級 50.0%	H28	各役職段階 40%以上	H33
町の管理職全体に占める女性割合	28.6%	H28	30%以上	H33
町の審議会等における女性委員割合	34.1%	H28	40%以上	H32
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を知っている町民の割合	27.1%	H28	35%以上	H33
イクボス宣言事業所数	1社	H28	5社	H32

*鳥取県男女共同参画推進企業

仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女ともに働きやすい職場づくりに積極的に取り組む企業を知事が認定する制度。

*輝く女性活躍パワーアップ企業

豊かで活力ある社会の実現のため、企業において女性活躍を推進し、人材育成や環境整備に取り組む企業を知事が認定する制度。

2 家庭における男女共同参画の推進

【現状と課題】

家庭は生活の基盤であり、家庭内の役割分担や男女共同参画の意識を持った人格形成のうえでも非常に重要な役割を担っている環境です。

意識調査によると、家庭の仕事の分担状況は「家事」「子育て」「介護」は女性の割合が高く、「地域活動」は男性の割合が高くなっています。その中でも、「子育て」や「地域活動」においては、同じ程度分担しているとする割合が増えています。

また、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために、「夫婦や家族間での会話など、コミュニケーションをよくはかる」

や「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす」などが必要であると思われています。

さらに、子どもが急に病気になったときや残業などの急な予定変更に対応できる子育て支援、親の不安や悩みを相談する場などが求められています。

お互いを尊重し、固定的性別役割分担意識にとらわれず、支え合う気持ちをもって役割分担を行うことが重要です。

*** 固定的性別役割分担意識**

男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。

(1) 家事、育児、介護等をともに支え合う意識の啓発

家事、育児、介護等は誰もが経験する家庭での役割であり、多くの時間とエネルギーを必要とします。家族間で役割分担などを話し合い、個々の時間を大切にできるような協力体制が必要です。家庭において男女がともに職場や家庭の仕事を適正に評価・理解して、互いに助け合い家族がともに支え合う意識の啓発に努めます。

【具体的施策】

- ・ 家事、育児、介護等の役割分担や積極的な参画の推進
- ・ 家族が話し合う時間の充実に向けた意識啓発

(2) 家庭生活への参画促進

家庭生活を固定的性別役割分担意識にとられることなく、男女ともに積極的に責任と参画の分担ができるよう、学習機会の提供や情報提供などの広報活動に取り組みます。

【具体的施策】

- ・ 固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発
- ・ 家庭生活を豊かにする情報や学習機会の提供

(3) ライフステージに応じた支援の充実

家事、育児、介護等は年代を追って経験することになります。役割を円滑にこなすためにも、それぞれの段階における学習機会の提供や交流の場づくりを推進します。

【具体的施策】

- ・ 各段階における学習機会の提供が検討できる人材の育成
- ・ 男女共同参画センターなどの各種団体が開催する講座等の情報提供

<数値目標>

項目	現状		目標	
家庭の仕事の分担を全体的にみて、満足している割合	10.1%	H28	12.5%	H33
中学生までの子どもを持つ男性の育児・家事関連時間	—	—	1時間以上	H32
男女共同参画の理解を促進する講座等への参加者数	20人	H27	60人	毎年度

3 地域社会等における男女共同参画の推進

【現状と課題】

少子高齢化の進展により、地域活動を担う人材はますます少なくなっている中、地域に住む人々の意見や個性が男女問わず尊重され、お互いが協力し合いながらまちづくりを進めていくことが重要です。

意識調査では、男女の地位の平等感について、『男性のほうが優遇されている』と答えた割合は、「地域」が44.8%、「政治行政」が53.1%、「通念習慣」が66.6%となっています。

また、政治や行政、自治会や町内会において、政策の企画や方針を決める場に女性の参画が少ない理由について、「家事、子育て、介護の負担が大きい」の割合が最も高く、「女性自身の積極性が不十分」や「女性の参画を積極的に進めよう」と意識している人が少ない、「男性優位の組織運営のため」などの順となっています。特に女性における「家事、子育て、介護の負担が大きい」の割合が前回調査に比べても大きく増加しています。

地域における女性の活躍を推進するためにも、地域や組織などに根強く残る固定的性別役割分担意識の解消に向けた取り組みや、政策・方針決定過程への女性の参画がしやすい家庭・地域づくりを促進していく必要があります。

(1) 地域活動や政策・方針決定過程への参画

地域社会活動については、これまで主に男性が役割を担ってきた傾向がありましたが、地域の人口や家族構成を考慮すると、女性の活動参加がますます必要となってきています。このため、各分野での活動において役職等への女性の積極的な登用により、方針決定過程への参加の拡大や参加しやすい家庭・地域・職場等の配慮が求められます。

また、地域社会活動への参画を可能にする職場環境改善の推進も重要となります。長時間労働等の抑制により仕事と生活の調和のとれた働き方の促進をはかる必要があります。

【具体的施策】

- ・男女の地域社会活動への積極的な参加の促進
- ・習慣や慣行を見直し、誰もが政策・方針決定の場に参画しやすい環境づくり

(2) 地域における普及啓発とリーダーの育成

地域社会の様々な問題を解決し、円滑に運営していくためには、地域の先頭に立って牽引役となるリーダーの育成が不可欠です。様々な制度や各種講座・研修会などの情報提供を図ることで男女共同参画に関する啓発を行い、性別を問わず各分野で個性と能力を十分に発揮できる仕組みづくりが必要です。

【具体的施策】

- ・地域リーダーの育成につながる学習機会や情報の提供

(3) 生涯を通じた学習機会の提供

男女共同参画社会を形成していくためには、男女の個性と能力が認められ、互いに高めあうことも重要です。生涯を通じた学習機会や情報の提供により知識を深めることによって、男女共同参画に対する理解も深まり、施策や方針決定の場への参画を後押しすることになります。

学校・家庭・地域・職場において、相互の連携を図り教育・学習の充実に取り組むことによって社会全体の男女共同参画意識の成熟を推進することにつながります。

特に、次世代を担う子ども達が学校・家庭・地域において幼少期から男女共同参画に関する活動に触れることにより、固定的性別役割分担意識の解消や理解の促進することができます。

【具体的施策】

- ・学校、家庭、地域、職場での男女共同参画施策の連携推進
- ・各種団体等における学習会開催などの支援

(4) 性的マイノリティに関する理解促進

心と体の性の相違や同性愛など性的少数者に対する社会的理解も少しずつ進んでいます。

学校や企業において、性的マイノリティの不安や悩みを受け止めたり、きめ細やかな対応の実施や教育の促進、採用などにおける差別が行われないための人権に対する理解や啓発促進します。

【具体的施策】

- ・様々な人権問題をテーマとした講演会や情報提供による意識啓発

*性的マイノリティ

同性愛者、両性愛者や生まれたときの「体の性別」と自覚する「心の性別」が一致しない人々などのこと。

<数値目標>

項目	現状		目標	
「地域」において男女の地位が平等であると考える割合	25.0%	H28	30%以上	H33
「社会通念・習慣」において男女の地位が平等であると考える割合	10.4%	H28	15%以上	H33
町の自治会長における女性の参画状況	2.5%	H28	5%以上	H33
男女共同参画の理解を促進する講座等への参加者数（再掲）	20人	H27	60人	毎年度

4 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

暴力は犯罪行為であるとともに、重大な人権侵害です。

ドメスティック・バイオレンス（DV）やストーカー行為などのあらゆる暴力は、相手に恐怖や不安を与え、その人の個性や能力を奪い取るもので、決して許されるものではありません。

意識調査では、ドメスティック・バイオレンス（DV）やストーカー行為などの被害を受けたことがあると答えた方があり、要望に応じて相談体制の周知や支援を進めていく必要があります。

また、男女間における暴力をなくすために、「被害者が早期に発見できるよう、身近な相談窓口を増やす」や「命の尊さや思いやりについての教育、学習機会を充実する」が必要であると前回調査と同様に回答した割合が高くなっており、関係機関が連携して取り組みを推進していくことが必要です。

（1）被害者に対する支援の推進

被害者に対する暴力は、繰り返し行われるとともにエスカレートしていくことが多く、生命を脅かす危険を伴うため、早期に発見し安全を確保する必要があります。このため、早い段階で相談やカウンセリングなどの対応ができる機関の所在や連絡先等の情報を広く周知する必要があります。

【具体的施策】

- ・相談窓口の周知
- ・社会復帰に向けての支援体制の整備
- ・二次被害防止に向けた取り組み

(2) 地域・行政・関係機関の連携強化

暴力の早期発見や安全の確保には、地域・行政・関係機関の緊密な連携が必要です。地域の自治会や民生児童委員、各種団体との情報のやりとり、国や県、民間団体の相談体制や各種支援の把握、必要に応じて警察等との連携など社会全体で対応する必要があります。

【具体的施策】

- ・職員研修の実施
- ・地域、行政、関係機関とのネットワーク構築

(3) 暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることの啓発

すべての人が暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女が平等でお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。学習機会の提供や町報、各種広報誌、パンフレットなどあらゆる広報媒体を活用して啓発を推進する必要があります。

【具体的施策】

- ・学習機会の提供
- ・啓発資料の全戸配布

<数値目標>

項目	現状		目標	
過去5年間にドメスティック・バイオレンス（DV）を受けたことがあると答えた人の割合（この年の数値）	1% (0%)	H28	0%	H33
過去5年間にストーカー行為を受けたことがあると答えた人の割合（この1年の数値）	3.1% (2.1%)	H28	0%	H33